

審査請求人

様

東京都情報公開審査会

会長 樋渡 利秋



理由説明書の写しの送付及び意見書の提出等について（通知）

令和2年2月8日付けで審査請求人が東京都公安委員会宛てに行った、一部開示決定に対する審査請求に係る諮問案件（諮問第1495号）について、令和2年12月24日付けで諮問庁である東京都公安委員会から理由説明書が提出されましたので、別添のとおり写しを送付します。

これに対して意見がある場合、審査請求人は、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第26条第4項に基づき、意見書を提出することができます。意見書（書式は自由）を提出される場合は、令和3年3月29日（月曜日）までに、東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）の事務局宛てに提出してください。提出された意見書については、その写しを諮問庁に送付いたします。

上記期日までに意見書の提出がなかった場合は、既に提出されている審査請求書をもって審査請求人の意見とさせていただきますので、念のため申し添えます。

また、条例第27条第1項に基づき、審査会は、審査請求人から申出があったときは、当該審査請求人に、口頭で意見を述べる機会を与えることができるとされています。なお、口頭意見陳述の実施の要否は、審査会において判断することとなりますので、御了承ください。

口頭意見陳述を希望される場合には、同封の「口頭意見陳述申出書」に必要事項を御記入いただき、令和3年3月29日（月曜日）までに審査会の事務局宛てに提出してください。

なお、口頭意見陳述に当たり、条例第27条第2項に基づき、審査請求人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができることとされています。補佐人の付き添いを希望する場合は、同封の「補佐人同伴申出書」を併せて提出してください。審査会に出席して意見又は説明を述べることができる者の人数は、東京都情報公開審査会運営要綱1（7）に基づき、原則5人以内でお願いいたします。

上記意見書及び口頭意見陳述による意見の内容を含め、審査会の答申は公表いたしますので、その点御承知おきください（特定の個人又は法人が識別されないための配慮をさせていただきます。）。

（連絡先）

東京都情報公開審査会事務局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都生活文化局広報広聴部情報公開課

担当：大坂屋 電話 03-5388-3134（直通）

FAX 03-5388-1338

理由説明書

審査請求人 [REDACTED]
処分庁 警視総監

東京都情報公開審査会
会長 樋渡利秋 殿



東京都公安委員会

審査請求人 [REDACTED] 氏による公文書開示請求に関する公文書一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求について、令和2年11月26日付け2生広情第264号で通知のあった件は、下記のとおりです。

記

- 1 開示請求に係る公文書の件名又は内容
反則切符 交通切符 保管場所法切符 点数切符 作成の手引き
(平成30年版 警視庁交通部作成のもの)(以下「本件対象公文書」という。)
- 2 事実経過
平成30年10月4日 開示請求書を収受
平成30年10月16日 公文書の非開示を決定(以下「前回処分」という。)し、通知(監. 総. 文. 情第4718号)
平成30年10月25日 前回処分に対する審査請求書を収受
令和元年12月4日 前回処分の取消し及び本件処分をし、通知(監. 総. 文. 情第5884号)
令和元年12月16日 前回処分に対する審査請求の取下書を収受
令和2年3月5日 本件処分に対する審査請求書を収受
令和2年4月21日 弁明書を審査庁へ提出(監. 交. 執. 執2第2091号)
令和2年6月4日 東京都情報公開審査会へ諮問(諮問第1495号)
- 3 非開示部分及び理由
別紙のとおり
- 4 本件処分の妥当性について
別紙のとおり



別紙

3 非開示部分及び理由

(1) 警察電話の内線番号及び488頁の非開示とした部分

東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第6号に該当

公にすることにより、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 454頁、471頁及び473頁の非開示とした部分（警察電話の内線番号を除く）（以下「本件非開示情報1」という。）

条例第7条第6号に該当

公にすることにより、交通事故の具体的な処理方法が明らかとなり、その結果、今後の交通事故に関する事務処理を困難にするなど、交通の安全と円滑を図ることを目的とする交通行政に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 上記以外の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）

条例第7条第4号に該当

公にすることにより、交通違反取締りの要領、取締り上の留意点、書類作成要領が明らかとなり、その結果、交通違反取締りから逃れようと企図する者による対抗措置を容易にし違反行為を助長するなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

4 本件処分の妥当性について

本件対象公文書は、交通違反取締り及び交通違反事件捜査（以下「交通違反取締り等」という。）に従事する警察官が、交通違反取締り等の現場において活用するために作成されたものであり、交通違反取締り等の具体的な要領、判断基準等が記載されている。

審査請求人は、本件処分を取消し、本件非開示情報1及び本件非開示情報2の開示を求めているので、以下説明する。

(1) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、交通事故の取扱現場等における運転免許照会要領や行政処分の手配者を発見した場合の措置に関する具体的な内容が記載されており、本件非開示情報1を公にすることにより、照会に必要な事項や当該照会に係る回答内容、行政処分の手配者を発見した場合の対応要領等が明らかになり、その結果、不法行為を企図する者が対抗措置を講じたり、行政処分の手配者が逃走することを容易にするなど、今後の交通事故に関する事務処理を困難にし、交通の安全と円滑を図ることを目的とする交通行政に関する事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、本件非開示情報1は条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当する。

(2) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、警察官が行う交通取締りの要領、留意点及び書類作成要領に関する具体的な内容が記載されており、本件非開示情報2を公にすることにより、警察官が行う交通取締りの具体的な要領等が明らかになり、その結果、交通違反をした者又は交通違反を企図する者が当該交通違反の取締りを免れるために対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、本件非開示情報2は条例第7条第4号に規定する非開示情報に該当する。

したがって、処分庁が行った本件処分は、適正かつ妥当なものである。

口頭意見陳述申出書

令和 年 月 日

東京都情報公開審査会会長 殿

審査請求人

住 所

ふりがな

氏 名

私が、東京都公安委員会に提起した以下の審査請求に関して、東京都情報公開条例第 27 条第 1 項に基づき、口頭で意見を申し述べたいので、その旨申し出ます。

諮問第 1495 号

「反則切符 交通切符 保管場所法切符 点数切符 作成の手びき」の一部開示決定に対する審査請求

補佐人同伴申出書

令和 年 月 日

東京都情報公開審査会会長 殿

審査請求人

住 所

ふりがな

氏 名

口頭意見陳述申出書を提出しましたが、東京都情報公開条例第 27 条第 2 項に基づき、意見陳述の際、次のとおり、補佐人の同伴を申し出ます。

諮問第 1495 号

「反則切符 交通切符 保管場所法切符 点数切符 作成の手びき」の一部開示決定に対する審査請求

1 補佐人同伴の理由

2 補佐人の氏名及び住所

住所

ふりがな

氏 名